

令和7年度いわてニューファーマー支援事業（就農準備資金）公募要領

岩 手 県

第1 趣旨

いわてニューファーマー支援事業（就農準備資金）の研修計画の承認申請等に当たっては、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策要綱」という。）、いわてニューファーマー支援事業（就農準備資金・経営開始資金）実施要領（令和4年6月17日付け農普第214号岩手県農林水産部長通知）、いわてニューファーマー支援事業（就農準備資金）資金交付要綱（令和4年6月17日付け農普第218号岩手県農林水産部長通知。以下「資金交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領によるものとする。

第2 事業の内容

就農するために、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）における研修機関等認定要領（令和2年12月17日付け農普第656号岩手県農林水産部長通知）により県が認めた次の1～5の研修機関等において研修を受ける者に対して、就農準備資金（※1）を交付する。

- 1 岩手県立農業大学校本科
- 2 岩手県立農業大学校研修科を研修機関として実施する独立・自営就農支援研修
- 3 各都道府県が就農準備資金の研修先として認めた研修機関等
- 4 実施要綱別記2又は緊急対策要綱別記1の第8の4に規定する全国型教育機関
- 5 その他農業の生産技術及び経営方法の習得のため、県が研修先として認める研修機関等

※1 この要領における「就農準備資金」とは、実施要綱別記2の就農準備資金の他に、緊急対策要綱別記1の就農準備支援資金を含み、国からの予算配分状況により、どちらの要綱を使用するか別途指示するものとする。

第3 交付対象者の要件

本事業の申請者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- 1 就農予定時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。なお、原則として県内への就農を目指す者とする。
- 2 研修計画（実施要綱別記2別紙様式第1号又は緊急対策要綱別記1別紙様式第1号。以下、断りのない様式については実施要綱別記2又は緊急対策要綱別記1の様式を示す。）が、実施要綱別記2又は緊急対策要綱別記1第5の1の（1）の要件を満たしていること。

第4 交付金額及び交付期間

就農準備資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（最大150万円/年）とする。また、交付期間は最長2年間とする。なお、実施要綱別記2又は緊急対策要綱別記1の第5の1の（1）のイの（エ）の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

交付（交付対象者への口座振込）は半年ごとを基本とし、1回の交付対象期間が半年未満の場合は、月割りにして算出する。

岩手県立農業大学校（以下「農業大学校」という。）等の教育機関の場合は、卒業式の日程等により、研修期間が1か月に満たない場合には、当該月を交付対象としない。

第5 申請方法等

1 申請書類の作成等

申請書類は次の(1)及び(2)とする。研修計画の作成に当たっては、就農予定地を管轄する農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）又は農業大学校、居住地及び研修機関等が県外、又は就農予定地が未定の場合等は岩手県農林水産部農業普及技術課（以下「農業普及技術課」という。）の就農コーディネーター※等の指導及び助言を受けること。

※就農コーディネーターとは、農業研修から就農までの計画作成等の支援を行う者で、農業普及技術課、普及センター、農業大学校研修科の中から、所属長又は団体の長の推薦を受け、岩手県農林水産部長が委嘱するもの。

(1) 研修計画（別紙様式第1号）

ア 別添1：研修実施計画（研修のカリキュラムが分かる書類及び受講が認められていることを証する書類（受講決定通知の写し又は在学証明書等））

イ 別添2：履歴書

ウ 別添3：離職票の原本又は雇用保険受給資格証書の写し（提示が可能な場合、前職がない場合は除く。）

エ 別添4：農業研修に関する確認書（写し。教育機関等で研修を受ける場合は不要）

オ 別添5：確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合）

カ 別添6：傷害保険証書の写し。

キ 別添7：研修計画承認申請時の前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

ク 別添8：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

(2) 添付書類

ア [別紙1]要件及び就農形態等に関する付票

イ [別紙2]営農計画書（親元就農又は独立・自営就農を予定する場合）

ウ 雇用就農意思確認書（雇用就農を予定する場合）

エ [別紙3]申請書類確認票

2 補足資料

以下は、申請時又は別に通知する面接日までに提出する。

(1) [別紙4]個人情報の取扱い同意書

【就農コーディネーター配置先一覧】

公所等名	住 所	電話番号	管轄市町村
盛岡農業改良普及センター	盛岡市内丸 11-1	019-629-6726	盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町
八幡平農業改良普及センター	八幡平市田頭 39-72-2	0195-75-2233	八幡平市、葛巻町、岩手町
中部農業改良普及センター	北上市成田 20-1	0197-68-4464	花巻市、北上市
遠野普及サブセンター	遠野市六日町 1-22	0198-62-9937	遠野市
西和賀普及サブセンター	西和賀町川尻 40-40-235	0197-82-3125	西和賀町
奥州農業改良普及センター	奥州市江刺大通り 7-13	0197-35-6741	奥州市、金ヶ崎町
一関農業改良普及センター	一関市千厩町千厩字北方 85-2	0191-52-4961	一関市、平泉町
大船渡農業改良普及センター	大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9918	大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町
宮古農業改良普及センター	宮古市五月町 1-20	0193-64-2220	宮古市、山田町
岩泉普及サブセンター	岩泉町岩泉字松橋 24-3	0194-22-3115	岩泉町、田野畑村
久慈農業改良普及センター	久慈市八日町 1-1	0194-53-4989	久慈市、洋野町、野田村、普代村
二戸農業改良普及センター	二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9208	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町
岩手県立農業大学校	金ヶ崎町六原蟹子沢 14	0197-43-2211	(農業大学校本科学生の場合)
農業普及技術課	盛岡市内丸 10-1	019-629-5654	(居住地及び研修機関等が県外で、 就農地未定等の場合)

3 申請書類及び補足資料の提出先

原則として、就農予定地の市町村（就農予定地が複数市町村にまたがる場合は予定面積等が最も大きい市町村、就農予定地未定の場合は居住地又は研修機関等のある市町村）を管轄する広域振興局の農政担当部又はセンターあてに提出する。居住地及び研修機関等が県外の場合は、農業普及技術課あてに提出する。

ただし、農業大学校本科の学生については、農業大学校教務担当に提出する。

【申請書類提出先一覧】

公所名	住所・電話番号	管轄市町村
盛岡広域振興局農政部 農政推進課	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 電話：019-629-6600	盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、 矢巾町、八幡平市、葛巻町、岩手町
県南広域振興局農政部 農業振興課	〒023-0053 奥州市水沢大手町 1-2 電話：0197-22-2842	奥州市、金ヶ崎町
花巻農林振興センター 農政推進課	〒025-0075 花巻市花城町 1-41 電話：0198-22-4931	花巻市、北上市、西和賀町
遠野農林振興センター 農業振興課	〒028-0525 遠野市六日町 1-22 電話：0198-62-9932	遠野市
一関農林振興センター 農政推進課	〒021-8503 一関市竹山町 7-5 電話：0191-26-1413	一関市、平泉町
沿岸広域振興局農林部 地域農業活性化グループ	〒026-0043 釜石市新町 6-50 電話：0193-25-2704	釜石市、大槌町
大船渡農林振興センター 農業振興課	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 電話：0192 - 27 - 9914	大船渡市、陸前高田市、住田町
宮古農林振興センター 農政推進課	〒027-0072 宮古市五月町 1-20 電話：0193-64-2214	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村

公所名	住所・電話番号	管轄市町村
県北広域振興局農政部 農政調整課	〒028-8042 久慈市八日町 1-1 電話：0194-53-4983	久慈市、洋野町、野田村、普代村
二戸農林振興センター 農政推進課	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 電話：0195-23-9203	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町
岩手県立農業大学校 教務担当	〒029-4501 金ヶ崎町六原蟹子沢 14 電話：0197-43-2211	(農業大学校本科学生の場合)
農業普及技術課 普及担当	〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 電話：019-629-5654	(居住地及び研修機関等が県外で 就農地未定等の場合)

4 申請書類及び補足資料の提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類は片面印刷とすること。
- (2) 申請書類及び補足資料の提出方法は、提出先への持参又は郵送とする。
 - ア 持参する場合は平日の 8:30～17:00 の時間帯とすること。
 - イ 郵送する場合は、簡易書留や特定記録等の配達されたことが証明できる方法によること。
- (3) 申請書類及び補足資料の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (4) 提出後の申請書類及び補足資料は、承認の可否に関わらず原則として返却しない。
- (5) 申請書類は記載例を参考に、必要な事項を記載すること。
- (6) 確約書、個人情報の取扱い同意書は氏名を自署したものであること。

第 6 申請期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）～令和 7 年 6 月 20 日（金）17:00 必着

第 7 交付対象者の決定

1 審査方法

農業普及技術課等において申請書類の確認等を行った後、県が別に定めるところにより設置する審査会において審査する。また、原則として審査会前に申請者の面接を行うこととし、面接の日時及び場所は申請者に別途連絡するものとする。

2 承認及び通知

県は、第 7 の 1 の審査会の結果を踏まえ、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果をすべての申請者に通知する。

なお、審査結果の通知は申請者に資金交付の対象者となった旨を通知するものであり、資金の交付は、資金交付要綱に規定する必要な手続きを経て、正式に決定する。

第 8 交付対象者の責務

交付対象者は、研修計画に記載した研修について責任を持って受けるとともに、実施要綱等で定める事項を遵守すること。

【計画承認後の提出書類及び期限等】

内容	提出期限	提出書類	備考
交付申請	計画承認後、別に定める時期	(県)資金交付要綱様式第1号((国)研修計画写し添付)、	年度ごと
就農準備資金請求	交付決定後、別に定める期日	(県)資金交付要綱様式第4号	基本6か月ごと
就農準備資金精算	交付対象期間終了後15日以内	(県)資金交付要綱様式第3号	年度ごと
氏名、居住地、電話番号、メール等を変更した場合	住所等の変更後1か月以内	(国)住所等変更届(別紙様式第12号)	交付期間～交付期間終了後6年間
研修計画を変更する場合	変更の理由が生じた日から15日以内	(国)研修計画(別紙様式第1号) 変更理由を記載したもの(任意様式)	交付期間中(軽微な変更の場合は不要)
研修状況の報告【全員】	対象期間の1か月後まで	(国)研修状況報告(別紙様式第4号、研修先に応じた様式※)	交付対象期間中、半年ごとに提出
就農準備資金の受給を中止する場合	中止の理由が生じた日から15日以内	(県)資金交付要綱様式第2号 (国)中止届(別紙様式第6号)	交付期間中
研修を休止する場合	休止の理由が生じた日から15日以内	(県)資金交付要綱様式第2号 (国)休止届(別紙様式第7号)	交付期間中(病気等のやむを得ない理由の場合)
休止後に研修を再開する場合	研修再開の理由が生じた日から15日以内	(県)資金交付要綱様式第2号 (国)研修再開届(別紙様式第8号)	
就農の報告【全員】	就農後1か月以内	(国)就農届(別紙様式第14号)	
就農が遅延する場合	研修終了後1年以内	(国)就農遅延届(別紙様式第13号)	やむを得ない理由の場合
継続研修を希望する場合	継続研修開始前	(国)継続研修計画(別紙様式第10号)	
継続研修を開始した場合	継続研修開始後1か月以内	(国)継続研修届(別紙様式第11号)	
就農状況の報告【全員】	就農後毎年7月末及び1月末まで	(国)就農状況報告(別紙様式第9号、就農形態に応じた様式)	交付期間終了後6年間
就農を中断する場合	就農中断後1か月以内	(国)就農中断届(別紙様式第15号)	やむを得ない理由の場合
中断していた就農を再開する場合	随時	(国)就農再開届(別紙様式第16号)	
離農する場合	離農後1か月以内	(国)離農届(別紙様式第21号)	交付期間終了後6年間
返還の免除を申し出る場合	随時	(国)返還免除申請書(別紙様式第18号)	病気等のやむを得ない事情がある場合

※独立・自営就農支援研修の場合は、実施要綱の様式を一部改変した(県)別紙様式第4-3号を用いること。

※(国)は新規就農者育成総合対策実施要綱別記2又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1の様式、(県)はいわてニューファーマー支援事業(就農準備資金)資金交付要綱の様式を指す。

第9 就農準備資金の交付停止及び返還

次に掲げる事項に該当する場合は、就農準備資金の交付停止又は就農準備資金の一部又は全部の返還となる。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として県が認めた場合は、この限りではない。

1 交付停止

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、県は就農準備資金の交付を停止する。

- (1) 第3の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 研修を途中で中止した場合。
- (3) 研修を途中で休止した場合。
- (4) 研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合。
- (5) 研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと県が判断した場合。
- (6) 実施要綱別記2又は緊急対策要綱別記1第10の3に定める国が実施する調査等に協力しない場合。

2 返還

次に掲げる事項に該当する場合は、就農準備資金の一部又は全部を返還する。

(1) 一部返還

ア 第9の1の(1)から(3)まで及び(6)に掲げる要件に該当した時点が既に交付した就農準備資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の就農準備資金を月単位で返還する。

イ 第9の1の(4)に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の就農準備資金を返還する。

(2) 全額返還

ア 第9の1の(5)に該当した場合。

イ 研修(実施要綱に定める継続研修を含む。)終了後(研修中止後を含む。)1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。

ウ 第4のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に実施要綱別記2又は緊急対策要綱別記1第5の1の(1)のイの(エ) aの農業経営を実現できなかった場合。

エ 親元就農をした者が、実施要綱別記2又は緊急対策要綱別記1第5の1の(1)のオで確約したことを実施しなかった場合。

オ 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

カ 雇用就農した者が、研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結しなかった、又は通算5年以上の雇用契約を締結しなかった場合。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農しなかった、又は法人の共同経営者とならなかった場合。(実施要綱別記2就農準備資金交付の場合)

キ 交付期間の1.5倍(第4のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。)又は2年間のいずれか長い期間就農を継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定(年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合。

ク 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で就農状況報告、住所等変更報告等を行わなかった場合。

ケ 虚偽の申請等を行った場合。